

議 第 3 号

気候非常事態に関する決議（案）

近年、地球温暖化の進行に伴い世界各地で記録的な高温や干ばつ、大雨等の異常気象が頻発し、また海面水位の上昇により都市の水没が懸念されるなど、気候変動は今後の人類の生存基盤の存続にかかわる最重要問題の一つとなっている。

本県においても本年10月、令和元年台風第19号による100年に一度といわれる豪雨に見舞われ、その甚大な被害によりかけがえのない生命と貴重な財産、人々の平穏な暮らしが奪い去られた。

気候変動問題に対する危機感が世界中で高まる中、新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が2015年に採択されるとともに、国内外の自治体等で「気候非常事態」を宣言し、脱炭素化を目指す取組が広がっている。本県もこうした世界の動きと協調し、気候変動への対策等について、大転換を目指し行動していく必要があると考える。

よって、本県議会は、世界に向け「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」を発信した本県が、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す運動を人類共通の取組として県民一丸となり推進していくため、「気候非常事態」を宣言することを強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

年 月 日

長 野 県 議 会